

○いおう酸化物による大気汚染防止のための環境基準の設定について（答申）

（昭和四三年七月一五日）
生活環境審議会

第一 環境基準の設定に関する基本原則

いおう酸化物に係る環境基準は、基本的に次の原則に基づいて設定するものとする。

- 1 環境基準は、人の健康の保護を第一義的な要請とし、その確保のうえにたつて生活環境の保全と経済の健全な発展との調和が図られるよう考慮されているものであること。

- 2 環境基準は、大気汚染防止行政の目標として定められるものであること。

- 3 環境基準は、大気中のいおう酸化物の濃度をそれ以下に維持することを目的とするものであるが、緊急時の条件に該当する事態が発生することもきわめて不利な気象条件の下では例外的に認められるものであること。

第二 環境基準に係る具体的条件

- 1 環境基準は、閾濃度を基礎的な尺度として、いおう酸化物による汚染の濃度並びに時間及び出現の頻度に係る条件を具体的な数値によつて示すものとする。

なお、閾濃度は、これまでの疫学的調査研究によつてその濃度以下では住民の健康に影響を及ぼしていると推定される事実が証明されない最大汚染水準についての尺度を示すものである。したがつて環境基準に係る具体的な条件は、この尺度に合致する条件を年間を通じて実現可能な限り最大限に確保することを原則とし、その汚染に係る濃度が緊急時の条件に該当する事態の発生は最少限にとどめるよう定めるものとする。

（注1） 閾濃度については、昭和四三年一月、生活環境審議会公害部会の環境基準専門委員会が報告したところによる。

（注2） 「緊急時の条件に該当する事態」とは、ばい煙の排出の規制等に関する法律（以下「ばい煙規制法」という。）第二条第一項に定める事態をいい、大気汚染防止法の施行後は同法第一七条第一項に定めるところによる。なお現行はい煙規制法では、いおう酸化物の大気中における含有率が〇・二PPM以上である状態が三時間以上継続し、又は〇・三PPM以上である状態が二時間以上継続した場合であつて、著しい気温の逆転現象が認められるような場合等をいうものとされている（同法施行規則第一四条参照）。

2 上記の見地から、現段階において得られた調査研究の成果及び国際的視野のもとで入手し得る知見を基として、いくつかの前提を設け、いおう酸化物に係る環境基準についての具体的な条件を設定すると、別記に示すところとなる。

なお、この条件は、いおう酸化物に係る測定技術の進歩、人体等に対する影響についての知見の進展、防止技術の開発等に伴なつて、今後も定期的に検討を加えられ、必要に応じて改訂されるべきものとする。

（注） 具体的な数値の根拠については、別添付属資料〔省略〕参照。

（別記）

（1） 環境基準は、原則として次の条件を満たすものであること。

（ア） 年間を通じて、総時間数に対し、一時間値が〇・一PPM以下である時間数が少くとも九九%以上維持され、かつ、一時間値の年平均値が〇・〇五PPMをこえないこと。

（イ） 年間を通じて、総日数に対し、一時間値の一日平均値が〇・〇五PPM以下である日数が少くとも七〇%ないし八〇%以上維持されること。

（ウ） 年間を通じて総時間数に対し、一時間値が〇・一PPM以下である時間数が少くとも八八%ないし九三%以上維持されること。

（エ） (1) のほかに、いずれの地点においても、年間を通じて、総日数に対し、緊急時の措置を必要とする程度の汚染の日数がその三分の二をこえず、かつ、連続して三日以上続かないこと。

（注） 「緊急時の措置を必要とする程度の汚染」については、第二の一の（注2）参照。

第三 测定方法

1 大気中におけるいおう酸化物の測定にあつては、その測定網の位置、試料の採取及び操作等について技術上の原則に適合するよう最善の努力を払うこと。なお測定方法については、当面導電率法によるものとする。

(注) 前記環境基準専門委員会の報告参照。

2 1の測定結果に基づき地域の大気汚染の状態が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、地域の特性を総合的に勘案して、二ないし三地点の測定結果により行なうものとする。

なお、地形その他の事情に応じて示される局地汚染については、一地点の測定結果により当該地区の大気汚染の状態が環境基準に適合しているか否かを判断するものとする。

第四 環境基準の適用

1 環境基準の適用区分

およそ環境基準を適用する地域については、人の健康の保護を図る見地から、地域の如何にかかわらず、同一基準適用するものとする。

(注) 環境基準は、工業専用地区及び大気汚染による被害の実体があり得ない地域については、適用しないこととする。

2 地域の類型化

環境基準を達成するにあたっては、いおう酸化物による大気汚染が進行し、又は進行するおそれがある地域について、次のような区分を行ない、対策を講ずるものとする。

- (1) すでに長年月にわたつて高度の大気汚染が進行し、かつ、広域にわたり、産業公害のみならず都市公害の要因も加わつて、複雑な汚染の性格をもつ地域
- (2) 局地的に重大な大気汚染の問題が生じている地域
- (3) 現に大規模の工業開発が進行中であつて、いおう酸化物による大気汚染が問題化しつつある地域
- (4) 新規の工業開発地域

3 環境基準の地域類型別達成期間

環境基準の達成に要する期間は各地域の実情に応じて異なることとなるが、いずれの地域にあつても、可能なかぎり最大限の努力を払つて早期に達成すべきものとする。ちなみに地域類型についてその達成期間を示すと、およそ次のとおりである。

- (1) 大気汚染が高度かつ複雑に進行している地域(2の(1)及び(2)の地域)にあつては、遅くとも10年以内とすること。
- (2) 現に大規模の工業開発が進行中でいおう酸化物による大気汚染が問題化しつつある地域(2の(3)の地域)にあつては、5年前後とすること。

- (3) 新規の工業開発地域(2の(4)の地域)にあつては当初より環境基準を達成するよう最善の努力が払われていること。

(別紙)

環境基準の設定に伴う課題について

環境基準を達成するには公害問題を根本的に解決するための基本施策を総合的に推進する必要があるが、一面各地のいおう酸化物による大気汚染の懐容に差異があること等から、問題解決の現実的 possibility からみて、基準達成の具体的方途や達成期間に地域差が生ずることは避け難いところである。したがつて環境基準達成の具体化にあたつては、特に次の事項に留意し、地域の特性に合致した対策を樹立し、年次計画に基づいて段階的に実施していくことが望ましい。

この場合 環境基準を達成するに至るまでの具体的な目標値をたとえば二年ごとに設定することとし、順次この目標値を達成していくことにより最終的に環境基準を達成するものとする。

(注) 大気汚染防止法第四条に定める排出基準は、上記の環境基準達成の方途にそよう定めるものとする。

1 公害防止計画の策定と推進

公害防止計画の策定にあたつては、大企業群、中小企業群、ビル暖房等の各種汚染源別の大気汚染に対する寄与の実態を科学的には握り、その基礎のうえにたつて排出等の基準の強化措置を改正かつ合理的に実施に移すとともに、これらの大実態は握及びこれに基づく行政措置を科学的に推進するために、大気の拡散及び汚染予測のための調査研究の推進並びに大気の汚染やその影響についての監視測定体制の整備等に十分配慮すること。また排出等の規制のみならず、土地利用や工業立地の規制さらにエネルギー対策等の総合的かつ有効適切な施策を合理的に策定し、強力に推進することが必要であること。

2 技術開発及びエネルギー政策の推進

脱硫技術の開発等科学技術の振興を図る一方、わが国のエネルギー政策との関連において低いおう燃料の供給等を強力に推進する必要があること。

3 公害防止のための助成措置の推進等

公害対策の推進には多額の費用を要し、とりわけビル暖房や中小企業にとつては過重な負担になることが予想されるので、財政、金融両面からの適切かつ有効な助成措置に十分配慮するとともに、公害防止のための社会的費用に関する国、地方公共団体、事業者及び住民の分担について、公共の福祉の観点から十分検討する必要があること。

4 環境基準についての定期的検討の実施

いおう酸化物に係る環境基準の具体的条件については、将来も科学技術の進歩に伴なつて、その必要な改善に資するため、定期的に検討するための組織を設けること。